

# さんさんネット

## 宇部・山陽小野田・美祢圏域地域医療連携情報ネットワークシステム利用者規定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規定は、宇部・山陽小野田・美祢圏域地域医療連携情報ネットワークシステム（以下、「システム」という。）の利用に際して必要な事項を医療倫理の原則等に基づき定め、ネットワーク上の情報を適正に利用することにより、地域医療環境の向上に資することを目的とする。

#### (体制)

第2条 宇部市医師会は、宇部・山陽小野田・美祢圏域地域医療連携情報ネットワーク運用会議（以下、「運用会議」という。）を主催し、宇部市医師会長が運用会議の会長を務めるものとする。運用会議は、システム全般を掌理し、その下に医療情報ネットワークシステム委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

#### (略称)

第3条 宇部・山陽小野田・美祢圏域地域医療連携ネットワークシステムの略称を「さんさんネット」とする。

#### (利用者)

第4条 利用者とは、運用会議会長がシステムに接続することを認めた者及び施設（以下、「利用者」という。）をいう。但し、利用者として接続を認められるためには、原則として運用会議が主催する所定の講習を受講しなければならない。

#### (管理者)

第5条 運用会議会長は、システムに精通している者をシステム管理者（以下、「管理者」という。）として任命し、システム全般にわたる管理を行わせるものとする。

#### (認識番号)

第6条 運用会議会長は、利用者及び管理者に認識番号（以下、「ID」という。）を交付するものとする。なお、IDは次のとおりとする。

- 一 利用者用ID 個人がシステムに接続するために使用するID
- 二 利用施設用ID 施設として、システムに接続するために使用するID
- 三 管理者用ID システムを管理するために使用するID

ただし、IDの交付については医師以外、1病院のID数を20IDを上限とする。

#### (委員会)

第7条 第2条に規定する委員会は、システムの適正な運用を確保するため、システム運営上必要な事柄を検討・研究するものとする。

- 2 委員会は、運用会議会長が指名するものをもって組織する。
- 3 委員会には委員の互選により委員長1名を置く。
- 4 委員長は、必要に応じ委員会を招集するものとする。
- 5 委員会において検討・研究された事項については、委員長が発議し、運用会議の承認を得てシステムの運用等に反映させるものとする。

### 第2章 システムの利用

#### (システムの利用者)

第8条 システムを利用できる者は、第4条に定める利用者のみとする。

(利用者の責務)

第9条 利用者が、システムを利用するに際しては、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)など、個人情報保護に関する規定を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、システムを通じて入手した情報の適正な利用に努め、診療若しくは患者への説明等に利用するものとし、第1条に規定する目的以外には利用してはならない。
- 3 利用者は、交付されたIDについて、個人にあつては利用者本人、施設にあつては当該施設のID管理者(当該施設の長が利用施設用IDを管理させるために任命した者)が利用を認めた者以外の者に利用させたり漏らしてはならない。また、他のシステム等の暗証番号等にも利用してはならない。
- 4 利用者は、システムに接続するためのパスワードを登録するものとする。なお、登録されたパスワードは、一定の期間で更新するものとする。
- 5 利用者は、登録したパスワードについて、当該機関の職員を含め利用者本人以外の者に利させたり漏らしたりしてはならない。また、他のシステム等の暗証番号やパスワード等に利用してはならない。
- 6 利用者がシステムに接続する端末には、セキュリティを維持するため、事前に運用会議が提供する暗号化ソフトをインストールするとともに、自らウイルス対策ソフトをインストールし、これを常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- 7 利用者は、システムへの接続を行う端末やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。
- 8 利用者は、運用会議が決定したシステム利用料を、指定された期日までに納入しなければならない。
- 9 利用者は、システムを利用しなくなった場合は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(システムの種類)

第10条 システムの種類は、次の各号のとおりとする。但し、利用できるシステムは、交付されたIDの区分により限定されるものとする。

- 一 診療情報公開参照システム
  - 二 予約・紹介システム
  - 三 地域医療連携パスシステム
  - 四 退院情報連絡システム
  - 五 医療介護施設情報参照システム
  - 六 地域医療連携室ネットワークシステム
  - 七 専門診療ネットワークシステム
  - 八 地域院内感染対策ネットワーク
- 2 IDの区分は、次の通り3種類とする。
- 一 ポータルサイトとヒューマンブリッジの両方アクセス可能な区分
  - 二 ヒューマンブリッジのみアクセス可能な区分
  - 三 ポータルサイトのみアクセス可能な区分

(利用時間)

第11条 システムは、365日かつ24時間閲覧できるものとする。但し、保守点検又は修理のためシステムの運用を停止する必要がある場合は、事前にシステムを通じて利用者に運用を

停止する旨を周知するものとするが、緊急にシステムの運用を停止する必要が生じた場合は、予告なく運用を停止するものとする。

(掲載情報の利用)

第12条 利用者は、システム上に掲載された情報について、第1条に規定する目的に反しない限り利用することができる。但し、著作権等、個人の権利に帰属するものについては当該著作権者等の承諾を得た上で利用するものとする。

(掲載内容の削除)

第13条 管理者は、システム内に掲載された内容が次の各号に該当する場合には、委員会の承認を得て削除するものとする。

- 1 利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあると判断される内容であるとき。
- 2 法令等に違反した内容であるとき。
- 3 掲載の同意が得られていない内容であるとき。

(利用停止)

第14条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、管理者は委員会の承認を得て、利用の停止を行うことができるものとする。

- 1 利用者が本規定に違反した取扱いを行っているときと判断される時。
- 2 第6条第1項第一号及び第二号に規定するIDが、一定の期間を過ぎても使用されないとき。
- 3 第9条第4項に規定するパスワードが、一定の期間を過ぎても更新されないとき。

(利用停止の解除)

第15条 管理者は、前条に規定する事項が是正されたときは、委員会の承認を得て、利用停止の解除を行うものとする。

(利用の取消)

第16条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、管理者は委員会の承認を得て、利用者のIDの取り消しを行うものとする。

- 1 本規定の利用者に該当しなくなったとき。
- 2 管理者の指導若しくは警告に従わないとき。

### 第3章 その他

(規定の変更)

第17条 この規定を変更する場合は、委員会に出席した委員の4分の3以上の多数による議決を経た上で運用会議に諮り承認を得なければならない。

(その他の変更)

第18条 この規定に定めるものの他、システムの運用・管理・その他の必要な事項等については、委員会で先議し、運用会議に諮り決定するものとする。

(事務局)

第19条 この規定に関する事務は、運用会議事務局において処理する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成26年7月1日から施行する。
- 3 この規定は、平成26年11月1日から施行する。